

# 〈高山労基署だより〉

平成23年5月号

東日本大震災から2カ月が経過し、復興への動きも本格化してきました。とはいえ、未だ福島第1原発では、事態収束に向けて懸命な努力が傾注されているところであり、また、外国人観光客の激減、国内旅行者の減少等により、飛騨地域では観光産業に大きな影響が生じており、明るい見通しが立てられない状況にあります。

こうしたなか、7月1日から7日の全国安全週間においては、今年度のスローガンを

**「安全は家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本！」**

として、取り組みを進めることとなりました。

様々な課題を抱えつつも、元気な日本を創るため、労使が協力して「安全・安心」な職場づくりに邁進していただけるよう、当署においても、積極的に施策を講じてまいります。

## <震災による雇用調整等について>

飛騨地域においては、東日本大震災による直接的な被害はごく限られたものとなっていますが、業種によっては、震災による受注減、顧客の減少等経済的な影響を非常に大きく被っている事業場が相当数に上っているものと考えられます。

影響が長期化する恐れもある中、業務量の減少により、雇用調整を考慮せざるを得ないとの声もお聞きしますが、解雇・雇止めは労働者から生活の基盤を奪うものであり、事業主の皆様には、これを避けるべく、最大限のご配慮をお願いいたします。

その上で、万が一やむを得ず、解雇・雇止め等の雇用調整を行わざるを得ないとした場合には、労働基準法・労働契約法等の法令を遵守することはもとより、十分な労使間の話し合い又は労働者への説明を行うようお願いいたします。

また、雇用の維持を図りつつ、やむを得ず休業(一部休業を含む)を行う場合には、労働者に対して支払っていただいた休業手当に相当する額の一部が助成される、雇用調整助成金の活用もご検討ください。

このような雇用調整にかかる法令についての説明や、雇用調整助成金の活用に関する説明会は、県内各所で行われており、先般も下呂温泉旅館協同組合様の要請により、当署とハローワーク高山の合同で説明会を開催いたしました。

トラブルを未然に防止し、経営の安定を図るため、このような説明会の開催を希望される場合には、当署またはハローワーク高山までご連絡ください。

労働基準法等についてのQ & Aや助成金のパンフレット等については、岐阜労働局ホームページのトップにある「東日本大震災関連情報」のバナーをクリックしていただくとリンクしていますので、ご活用ください。

## <岐阜県最低賃金総合相談支援センター>

岐阜県最低賃金は、昨年10月の改定で、時間額が10円引き上げられて706円となりました。

また、昨年6月に開催された政府の雇用戦略対話第4回会合で、2020年度までの目標として、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」とされました。

最低賃金の引き上げは、経営基盤の脆弱な中小企業にとって大変影響が大きく、引き上げに対応する

ためには、生産性の向上に加え、賃金制度、労働時間制度等の見直しも必要となる場合がありますが、そうした中小企業事業主への支援策として、岐阜労働局では、5月2日に「岐阜県最低賃金総合相談支援センター」を開設いたしました。

ここでは、経営面と労務管理の相談等をそれぞれの専門家によって、ワンストップで対応できる相談窓口を設置し、無料で相談に応じることとしています。

この業務は、岐阜労働局から岐阜県社会保険労務士会へ委託されたもので、センターは同会事務所(岐阜市藪田東2-11-11)内に開設しています。

相談については、面談や出張相談にも応じていることとなっていますが、まずは電話(058-272-3028)をお願いいたします。経営や労務管理にお悩みの事業主様には、是非ご活用願います。

#### <労働保険の年度更新について>

本年度の労働保険の年度更新期間は、6月1日から7月11日です。

本年度におきましては、労災保険、雇用保険とも申告にかかわっての変更点はありませんので、昨年の更新手続きを参考に、期間内に手続きをされるようお願いいたします。

当署では、署庁舎において受付を行うほか、下記のとおり出張窓口を設けて受付を行いますので、ご活用ください。

7月1日(金) 10:00～15:00 神岡町公民館

7月4日(月) 10:00～15:00 下呂商工会

#### <地域産業保健センターについて>

厚生労働省では、小規模事業場(労働者数50人未満)の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、都道府県ごとに地域産業保健センターを設けています。岐阜県においては、岐阜県医師会と委託契約を結び、同会事務所にセンターを設置しており、その飛騨支部を高山市天満町4-70ア・ラックスビル2階に置いています。

この事業では、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導、メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導、長時間労働者に対する面接指導のサービスが無料で受けられます。

厳しい経済状況が続く中、労働者の心身の健康保持は、企業経営の上でも重要となっており、これまでも、飛騨地域では毎年60から70社の利用があります。まだ利用されていない事業場におかれては、是非活用をご検討ください。各サービスのご利用は、事前の申し込みが必要ですので、まずは電話(0577-35-3218)をお願いいたします。

#### 、高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見ることができます。(ホームページトップ労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。